

事業者の収入及び収益納付方法 (令和3年10月22日一部改定)

追記、修正箇所：ブルーマーカー

削除箇所：赤字見え消し黄マーカー

1. 本事業の各業務の対価について

本事業の各業務の対価の構成は事業契約書（案）別紙6のとおりとする。

2. 事業者の収入等

2.1. 収入の取り扱いについて

事業者は、本事業のサービス購入料の他、本事業から得られる利用料金等を収入とすることができる。

2.2. 主催事業収入の取り扱い

事業者は、県が要求水準書で規定する主催事業実施業務において、要求水準書で求める事業で使用する時間帯・諸室等以外を利用して、本事業の目的に沿って、施設の利用促進や利用者へのサービス向上に繋がる事業を企画提案し、あらかじめ県の承認を得た上で実施することができる。

主催事業に要する経費は、要求水準書の定めに従い事業者が一部又は全部負担し、事業により得た収入は事業者に帰属する。主催事業を実施する場合、当該施設の利用に係る利用料金を事業者自らに支払うものとして計上すること。

2.3. 自主提案事業収入の取り扱い

事業者は、県が要求水準書で条件を定める自主提案事業において、事業者が提案によって自主提案施設を設ける場合は、県に対し行政財産の貸付料を県に支払うものとし、当該事業による収入は事業者に帰属する。

自主イベントを実施する場合、会場によって県に対し行政財産の貸付料又は公園使用料を支払うものとし、当該事業による収入は事業者に帰属する。

2.4. 公募対象公園施設収入の取り扱い

公募対象公園施設等の運営は、事業者の自らの責任と費用負担において行うこと。公募対象公園施設等設置運營業務の収入は、事業者に帰属する。

3. 収益納付について

事業者は本事業における PFI 事業の利用料収入（センターの利用料収入、主催事業収入、自主提案事業収入、及び森公園の自主事業収入及び利用料収入）及び Park-PFI 事業における公募対象公園施設収入のうち、本事業における入札時点における収益予想（提案資料に記載の金額）以上の収益の内から提案により、県に対し収益納付を行うことができる。なお、PFI 事業の場合における収益納付の考え方（イメージ）は以下のとおりである。

